

## 1. 給与所得控除の見直し（上限額の引き下げ）

平成26年度税制改正で、給与所得控除の見直しが行われ、給与所得控除の上限が適用される給与収入は「平成29年分以後は1,000万円（控除額220万円）に引き下げる」こととされました。

### ●給与所得控除上限額の変更

	平成25年～27年分の所得税 (注意1)	平成28年分の所得税 (注意2)	平成29年分以後の所得税 (注意3)
上限額が適用される給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

(注意1) 住民税は平成26年度～28年度に適用

(注意2) 住民税は平成29年度に適用

(注意3) 住民税は平成30年度以後に適用

### ●給与収入金額から給与所得金額を求める算出表

(単位：円)

平成25年分～27年分の所得税 (平成26年度～28年度の住民税)		平成28年分の所得税 (平成29年度の住民税)		平成29年分以後の所得税 (平成30年度以後の住民税)	
収入金額	給与所得金額	収入金額 (A)	給与所得金額	収入金額	給与所得金額
0～	0	0～	平成25～27年 分に同じ	0～	平成25～27年 分に同じ
650,999		650,999			
651,000～ 1,618,999	A - 650,000	651,000～ 1,618,999			
1,619,000～ 1,619,999	969,000	1,619,000～ 1,619,999			
1,620,000～ 1,621,999	970,000	1,620,000～ 1,621,999			
1,622,000～ 1,623,999	972,000	1,622,000～ 1,623,999			
1,624,000～ 1,627,999	974,000	1,624,000～ 1,627,999			
1,628,000～ 1,799,999	A ÷ 4 = B B × 2.4	1,628,000～ 1,799,999			
1,800,000～ 3,599,999	千円未満の 端数切捨て B × 2.8 - 180,000	1,800,000～ 3,599,999			
3,600,000～ 6,599,999	B × 3.2 - 540,000	3,600,000～ 6,599,999			
6,600,000～ 9,999,999	A × 0.9 - 1,200,000	6,600,000～ 9,999,999		6,600,000～ 9,999,999	
10,000,000～ 14,999,999	A × 0.95 - 1,700,000	10,000,000～ 11,999,999	A × 0.95 - 1,700,000	10,000,000～	A - 2,200,000
15,000,000～	A - 2,450,000	12,000,000～	A - 2,300,000		

## 2. セルフメディケーション推進のための「スイッチOTC薬控除」（医療費控除の特例）の創設

平成28年度税制改正で、適切な健康管理の下で医療用薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている個人が、**平成29年1月1日**から本人や本人と生計を一にする親族に係る「**スイッチOTC医薬品**（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）」の購入費用を1年間に1万2千円を超えて支払った場合には、1万2千円を超える額(最大8万8千円)を所得控除できる特例が創設されました。**（従来の医療費控除との選択適用となります。）**

### ●適用期間

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの5年間

（平成29年分の所得税、平成30年度の個人住民税から5年間適用）

### ●適用要件とされる健康の維持増進及び疾病の予防への取組（一定の取組）

次の1. から5. のいずれか1つに該当する検診等又は予防接種（医師の関与があるものに限る）を受けていることを要件とされます。

1. 特定健康診査（いわゆるメタボ健診）
2. 予防接種
3. 定期健康診断（事業主健診）
4. 健康診査（いわゆる人間ドック等で、医療保険者が行うもの）
5. がん検診

（注意）

① **申告の際には、検診等又は予防接種を受けた「一定の取組」を明らかにする書類が必要です。**

例えば、インフルエンザ予防接種の領収書や会社で受けた定期健康診断の結果通知表などです。

② **検診等又は予防接種に要した費用は、スイッチOTC薬控除の対象にはなりません。**

### ●「スイッチOTC薬」とは

医師の処方が必要だった医療用医薬品から転用(スイッチ)された、薬局のカウンター越し（Over The Counter）に購入できる市販の医薬品です。かぜ薬、胃腸薬、鼻炎薬、解熱鎮痛剤、コレステロール改善薬など約1,500種類が厚生労働省のホームページ（セルフメディケーション税制対象品目一覧）に掲載されています。

（注意）

① この特例を受ける場合には、従来の医療費控除を受けることができません。どちらか一方のみ、控除の適用を受けることができます。

② この特例を受けるには、所得税の確定申告または、個人住民税の申告が必要です。

③ 平成29年1月1日以降に購入するスイッチOTC医薬品が対象となります。

④ 申告の際には医薬品名、金額、当該医薬品がセルフメディケーション税制対象品である旨、販売店名、購入日が明記されたレシートや領収書等が必要です。一定の取組を行ったことを明らかにする書類とともに申告時期まで保存しておいてください。

●控除額の比較

	従来の医療費控除	スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）
控除額	（その年に支払った医療費の総額－保険金等で補填される金額）－（10万円又は総所得金額等の合計額の5パーセントのいずれか少ない額）	（その年に支払ったスイッチOTC薬の総額－保険金等で補填される金額）－1万2千円
控除限度額	200万円	8万8千円